

記号	99	番号	9999	被保険者名	健保 組合	認定対象者名	健保 友蔵
----	----	----	------	-------	-------	--------	-------

以下の各事項について理解の上、本申立書を提出いたします。

- 健康保険法、番号法（マイナンバー法）その他の法令の規定に従い、ホームページに公表している個人情報の利用目的の範囲で当組合が認定対象者の個人情報（収入、世帯情報等）を、関係する行政機関に照会し、照会結果に基づき認定を行います。
- 本申立書に記載の内容に誤りがある（本申立書に記載のない収入がある）ことがわかって認定できない場合があること
- 認定後、虚偽または重大な過失により本申立書の内容に誤りがあることがわかった場合は、被扶養者資格を取り消されること
- 認定後、対象者の収入が認定基準額を超えることが見込まれる事由が発生（就職）した場合など、被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者資格の削除手続きを行うこと
- 認定後も、法令の規定に基づき組合が行う定期的な被扶養者資格の確認手続きに応じる義務を有すること
- 被扶養者資格の削除・取り消し日以降に当組合が負担した医療費・給付金・補助金等について、当組合から被保険者に対して返納を求めること

DRAFT

被保険者氏名（自署）：

健保 組合

※以下、被扶養者異動届の記載内容に応じて認定対象者の状況を記載ください  
（該当しない事項についてはチェック・記載は不要です。）

収入に関する事項：被扶養者異動届の職業欄「1. 中学生未満（未就学含む）」以外を選択した場合

収入項目	金額 (年間収入)	備考(添付書類・記載要領等)
1. 給与収入(*)	0 万円	(労働条件通知書等を添付できる場合) ・労働条件通知書等のコピー （「時給×勤務時間数×日数（週あたり）×52（週）」の額を記載） <u>労働条件通知書等を添付できる場合で、かつ、給与収入以外の収入がない場合、こちらにチェック</u>  (労働条件通知書等が添付できない場合 等) ・課税（または非課税）証明書（※1） + ・（お勤め中の場合）直近の給与明細（3 か月分）のコピー  ※給与明細を添付する場合、添付する給与明細に記載されている総支給額（所得税等の諸控除前の金額、通勤手当、その他諸手当を含む金額）を合算し、年換算した額を記載ください。 （例：3 か月分の給与明細添付の場合は合算額×4）
2. 年金収入 (国民年金・厚生年金・障害年金・遺族年金 等)	90 万円	・課税（または非課税）証明書（※1） ・最新の年金決定（改定）通知書
3. 金融収入等 ・配当収入 ・利子収入	10 万円	課税（または非課税）証明書（※1）
4. 事業収入等 ・事業収入 ・不動産（賃料）収入 ・農業収入	0 万円	・確定申告書、収支内訳書（所得税青色申告決算書） 原則：「収入金額」－（「売上原価」＋「外注工賃」＋「荷造運賃」）  ※上記以外の経費を控除した額を収入として記載する場合、別途「直接的必要経費申告書」を添付ください。
5. 雇用保険、その他の 社会保険給付	0 万円	・手当日額×360（年額換算：30 日×12 ヶ月）の金額を記載ください。 ・雇用保険の場合は「雇用保険受給資格者証」のコピー ・その他の社会保険給付収入は、「支給決定通知書」のコピー
6. 上記以外の収入	0 万円	左記の根拠資料を適宜添付
1. ～6. の合計収入額：	100 万円	被扶養者異動届の「年収」欄の数字と一致させてください。

(※1) 課税（非課税）証明書はコピー不可。また、該当欄の収入が「0 円」の場合も課税証明書（非課税証明書）を添付ください。

(次のページへ続く)

両面印刷・片面印刷 いずれでも可（記号、番号、被保険者名、認定対象者名は割愛しています。）

被扶養者異動届の「職業」「住民票住所」「（被扶養者になった）理由」の各欄の記載（選択）内容に応じて、申立書の作成が必要な項目のみ記載・チェックください。（申立書不要の項目はブランクのままで結構です。ただし、項目の削除はしないでください。）

被扶養者認定に関する重要事項について被保険者の方にご確認・ご理解のうえお届けいただく趣旨で、被保険者の自署欄を設けました。

認定対象者の収入に関する事項：16 歳以上の方は全員作成要  
（従来と変更ない部分です。）

収入額 = 認定日から将来 1 年間の収入見込み額となります。

<2026/4/1 以降の被扶養者認定についての変更点>

・給与収入については、原則として「労働条件通知書等」をもとに収入額を確認いたします。  
なお、労働条件通知書等（\*）で収入見込み額が確認でき、かつ、「給与収入以外の収入がない」方の場合、  
（\*）労働条件通知書等＝「雇用契約書」「労働条件通知書」等、呼称を問わず、雇用契約上の労働条件（給与の額または算定基礎、労働時間、休日、その他の雇用条件）の記載があるもの

「労働条件…こちらにチェック」欄にチェックを入れていただくことにより、課税証明書、給与明細の添付を省略可能です。

「労働条件通知書等が添付できない場合等」の例（従来から変更ない部分です。）

- 労働条件通知書等の提出ができないとき
- シフト勤務による等、労働条件通知書等の書面の内容から年間収入見込み額の算定ができない場合
- 「給与収入以外の収入がある」または、「無職かつ無収入」の場合

につきましては、従来どおり「課税（非課税）証明書」+「直近の給与明細のコピー」などをと収入額を確認いたします。

参考資料：[一般労働者用モデル労働条件通知書（厚労省 HP リンク）](#)

**重要！！**：【1. ～6. の合計収入額】欄の数字は、被扶養者異動届の【年収】欄に記載の数字と一致。

被扶養者異動届の職業欄で「無職」、かつ、理由欄で「離職」を選択した場合

選択肢（いずれかにチェック）	必要な添付書類	
<input type="checkbox"/> 1. 認定日の直近1年間で就労の事実なし	課税（非課税）証明書	
直近1年以内に退職後、失業手当（基本手当）を	<input type="checkbox"/> 2. 受給予定	雇用保険受給資格者証のコピー
	<input type="checkbox"/> 3. 受給満了	同上（裏面に「受給満了」の表示あるもの）
	<input type="checkbox"/> 4. 受給延長中（予定）	・雇用保険受給期間延長通知書 ・離職票（「延長」の表示あるもの） } コピー
	<input type="checkbox"/> 5. 受給意思なし	離職票（「法4条第3項不該当」の表示あるもの）のコピー
<input type="checkbox"/> 6. 離職票の発行対象外（勤務時間や日数が基準未満）	退職証明書（お勤めされていた勤務先に発行を依頼してください。）	

被扶養者異動届の住所欄「海外居住」にチェックがある場合：

選択肢：いずれかにチェック	必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 1. 留学	査証（在留資格（※2）のわかるもの）のコピー
<input type="checkbox"/> 2. 海外赴任する被保険者に帯同する被扶養者【収入減・退職等の被扶養者該当事由の発生日が国外転出（除票）日以降の場合、この要件は適用できません。】	査証（同上）（※2）
<input type="checkbox"/> 3. 観光・ボランティア等の就労以外の目的	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等のコピー
<input type="checkbox"/> 4. 外地における身分関係の発生（婚姻・出産）に起因するもので、2. と同等の場合	・出生・婚姻等を証明する書類等のコピー ・（出生以外）身分関係発生時点において収入要件等を満たしていることが証明できるもの
<input type="checkbox"/> 5. 1. ～4. 以外で、渡航目的等を考慮して日本に生活の基礎があると認められる者	個別事情に応じて判断（1. ～4. に準じる事由である必要があります。）

（※2）就労制限がない（いわゆる「就労ビザ」に相当する）在留資格の場合、原則として被扶養者として認定できません。

被扶養者異動届の住所欄：住民票住所が被保険者と異なる（被保険者と別居している）場合

選択肢：いずれかにチェック	必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 1. 会社命令に起因する転居に伴う別居	特になし（組合から事業所に確認する場合があります。）
<input type="checkbox"/> 2. 対象者が学生・生徒	学生証（※3）のコピー
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 1. 2. のいずれにも非該当	「定期的、かつ、継続的（※4）な仕送り」の事実が変わる書面（送金人・受取人・振込日・振込額がわかるもの）

（※3）学校教育法に基づき設置された学校またはそれに準ずる教育機関の学生・生徒を指します。

（※4）毎月お振込みいただく必要があります。（認定後も少なくとも毎年1回、振込の事実確認を行います。）

続柄欄が（祖）父母（配偶者の（祖）父母を含む。）または、子以外の未成年者を認定対象者とする場合

選択肢：いずれかにチェック	必要な添付書類
<input checked="" type="checkbox"/> 1. 優先扶養義務者（*）はいません。	認定対象者の世帯全員の住民票
（*）続柄が（祖）父母の場合はその配偶者 子以外の未成年者の場合は対象者の親	
<input type="checkbox"/> 2. 優先扶養義務者に扶養能力がありません	・認定対象者の世帯全員の住民票 ・優先扶養義務者の課税証明書等（優先扶養義務者が既に組合被扶養者として認定されている場合は不要）

<特記事項（備考欄には記載ないがその代替書類を添付して申立てた場合の理由など）>

**DRAFT**

### 雇用保険からの給付金（いわゆる失業手当）の受給に関する事項

1. ～6. の該当する項目に**チェックマーク（レ）**を入れていただき、該当項目の右欄に記載の書類を添付ください。  
健康保険の扶養認定における収入額には、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の額も含まれるため、手当の受け取りに関するご意思や見通しについてご確認する部分となります。

### 【追加】海外居住の（日本国内に住民票住所がない）方に関する事項

1. ～5. の該当する項目に**チェックマーク（レ）**を入れていただき、該当項目の右欄に記載の書類を添付ください

### 【追加】別居している認定対象者の方の、被保険者による生計維持に関する事項

1. ～3. の該当する項目に**チェックマーク（レ）**を入れていただき、該当項目の右欄に記載の書類を添付ください。

3. の場合、  
・現金手渡しによる生計支援（認定対象者が被保険者に対して発行した生計費の領収証の添付）  
・年額の生計費相当額の一括送金  
は、「定期的、かつ、継続的な仕送り」を行っているとは認められません。

### 【追加】優先扶養義務者（\*）に関する事項

1. 2. のいずれかをチェックし、該当項目の右欄に記載の書類を添付ください。  
（優先扶養義務者がいる方を被扶養者として届け出る場合、優先扶養義務者がいない、または扶養能力がないことをお示しいただく必要があります。）  
（\*）対象者が被保険者の（祖）父母（いわゆる「義理の（祖）父母」を含む）の場合は、対象者の配偶者  
対象者が被保険者の未成年の子の場合は、対象者の親

### 【追加】特記事項欄

・申立事項のエビデンスについて、表中の右欄（必要な添付書類）の記載  
・収入における「年収の壁・支援強化パッケージ」に記載の（認定対象者の勤め先の）事業主証明書を取得する場合 等

以上